

平成28年からの公社債等の税制改正のお知らせ

平成28年1月以降、債券および公社債投信は、上場株式等と同様の税制に統一されます。



税制改正3つのポイント！

1 債券および公社債投信の譲渡益が課税対象になります！

現 行	平成28年1月～
原則 非課税	20.315%の 申告分離課税

外貨建ての場合、譲渡損益・償還差損益には為替損益も含まれます。

2 債券および公社債投信と株式等の損益通算と譲渡損失の繰越が可能になります！

現 行	平成28年1月～
株式・株式投信との損益通算は 不可	株式・株式投信との損益通算が 可能
譲渡損失は、翌年以降への繰越し 不可	譲渡損失は、確定申告をすることで翌年以降3年間繰越しが 可能

3 債券および公社債投信の特定口座での取扱いが可能になります！

現 行	平成28年1月～
特定口座での取扱いは 不可	特定口座での取扱いが 可能

特定口座の取扱いが可能になりますので、源泉徴収口座であれば確定申告を不要とすることができます。

[税制改正イメージ図]

	現 行 / ~平成27年12月末	改正後 / 平成28年1月～
利 子 分 配 金	利子所得 20.315% 源泉分離課税 確定申告は不可 上場株式等との損益通算は不可	利子所得 20.315% 源泉徴収 確定申告不要 確定申告も可能 (申告分離課税) 上場株式等との損益通算が可能
譲 渡 益	非課税 上場株式等との損益通算は不可	上場株式等の譲渡所得等 申告分離課税 (20.315%) 原則、確定申告により納税 特定口座の取扱いが可能 上場株式等との通算可能 譲渡損失の繰越制度が適用可能
公社債の償還差益	雑所得総合課税 原則、確定申告により納税 上場株式等との損益通算は不可	(上記譲渡益と同様)

平成28年1月より以下の債券・公社債投信について特定口座での取扱いが可能になります

債 券 国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債 等

公社債投信 公募公社債投信 等 (MRF、MMF、外貨MMF、公社債投信)

「特定口座の取扱い」は裏面をご参照ください



池田泉州TT証券

S I H D

■ 特定口座の取扱い

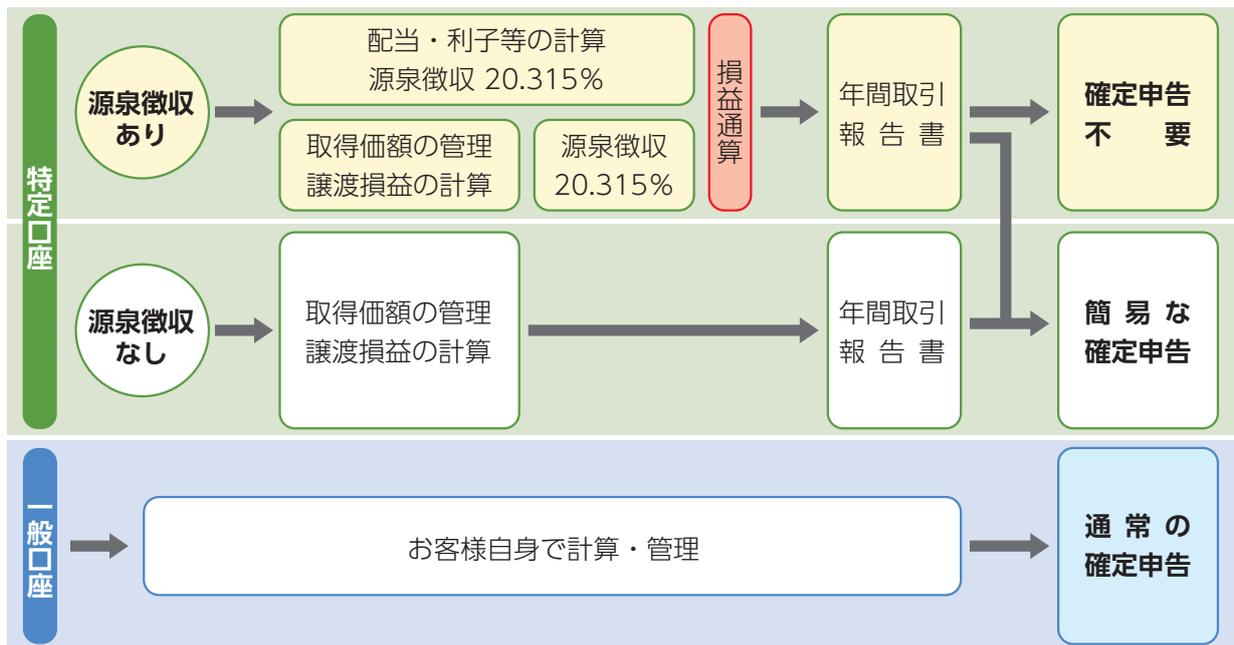
平成28年以降、公社債等が上場株式等と同様の税制に変更されるのに伴い、**公社債等についても特定口座の取扱いが可能となります。**

■ 特定口座とは

証券会社等の金融機関がお客様に代わって、上場株式等の「取得価額の管理」や「譲渡損益の計算」等、税制上の必要な管理を行う口座です。

「源泉徴収あり口座」の場合、譲渡益に対して20.315%の税額が源泉徴収され、納税されますので、確定申告が不要となります。また、配当・利子等が計算され、特定口座内の年間譲渡損益が損失の場合は、損益通算され配当・利子等から差引かれた源泉税額が還付されます。

※特定口座で公社債等の利子等や譲渡、償還による損益が計算されるのは平成28年以降となります。



■ 平成27年12月末までに取得された保有公社債等の特定口座への組入れについて

①税制変更前（平成27年12月末）までに取得された公社債等については、変更時（平成28年1月1日）において、一定の要件のもと、特定口座へ組入れられます。

※当社において取得価額が確認できない場合は、特定口座へ組入れできない場合があります。

②平成28年1月から平成28年12月末までの特例措置として、「取得日、取得価額等を証明する書類等」を特定口座を開設している証券会社等へ提出することにより、特定口座以外で管理されている公社債等を特定口座へ預入れることができます。

特定口座を開設されていないお客様は、事前に特定口座の開設手続きが必要になりますので、お手続きくださいますようお願いいたします。

当資料は平成27年4月現在の制度等をもとに作成しており、将来税制改正等により内容が変更される場合があります。詳細は所轄の税務署または税理士等の専門家へご相談ください。金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等（国内株式取引の場合は約定代金に対して上限1.242%（税込）（ただし、最低手数料2,700円（税込））の委託手数料がかかります。投資信託の場合は、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。手数料等およびリスクは、金融商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

当社の概要

商号等：池田泉州T T証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号
加入協会：日本証券業協会